(様式第5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画・現状の別 | １．計画 ２．現状 |  |
| 管理責任者氏名 |  |
|  管理担当者氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保 管 場 所 | 管　理 方 法 |
| 診療に関する諸記録 | 規則第二十二条の三第二項に掲げる事項 | 病院日誌 |  |  |
| 各科診療日誌 |  |
| 処方せん |  |
| 手術記録 |  |
| 看護記録 |  |
| 検査所見記録 |  |
| エックス線写真 |  |
| 紹介状 |  |
| 退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書 |  |
| 病院の管理及び運営に関する諸記録 | 規則第二十二条の三第三項に掲げる事項 | 従業者数を明らかにする帳簿 |  |  |
| 高度の医療の提供の実績 |  |
| 高度の医療技術の開発及び評価の実績 |  |
| 高度の医療の研修の実績 |  |
| 閲覧実績 |  |
| 紹介患者に対する医療提供の実績 |  |
| 入院患者数、外来患者及び調剤の数を明らかにする帳簿 |  |
| 規則第一条の十一第一項に掲げる事項 | 医療に係る安全管理のための指針の整備状況 |  |  |
| 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況　 |  |
| 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況 |  |
| 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保 管 場 所 | 管　理 方 法 |
| 病院の管理及び運営に関する諸記録 | 規則第一条の十一第二項第一号から第三号までに掲げる事項 | 院内感染対策のための指針の策定状況 |  |  |
| 院内感染対策のための委員会の開催状況　 |  |
| 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況　 |  |
| 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施状況　 |  |
| 医薬品安全管理責任者の配置状況　 |  |
| 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況　 |  |
| 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況  |  |
| 医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況 |  |
| 医療機器安全管理責任者の配置状況 |  |
| 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況 |  |
| 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況 |  |
| 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保 管 場 所 | 管　理 方 法 |
|  病院の管理 及び運営に 関する諸記 録 | 　規則第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四各号に掲げる事項 | 医療安全管理責任者の配置状況 |  |  |
| 専任の院内感染対策を行う者の配置状況 |  |
| 医薬品安全管理責任者の業務実施状況 |  |
| 医療を受ける者に対する説明に関する責任者の配置状況 |  |
| 診療録等の管理に関する責任者の選任状況 |  |
| 医療安全管理部門の設置状況 |  |
| 高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門の状況 |  |
| 未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の状況 |  |
| 監査委員会の設置状況 |  |
| 入院患者が死亡した場合等の医療安全管理部門への報告状況 |  |
| 他の特定機能病院の管理者と連携した相互立入り及び技術的助言の実施状況 |  |
| 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況 |  |
| 医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供を受け付けるための窓口の状況 |  |
| 職員研修の実施状況 |  |
| 管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者のための研修の実施状況 |  |
| 管理者が有する権限に関する状況 |  |
| 管理者の業務が法令に適合することを確保するための体制の整備状況 |  |
| 開設者又は理事会等による病院の業務の監督に係る体制の整備状況 |  |

(注)「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。また、診療録を病院外に持ち出す際に係る取扱いについても記載すること。